

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成17年8月を20万円、同年9月を19万円、同年10月から19年8月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月16日から19年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が15万円と記録されているが、給与明細書を見ると、同標準報酬月額に基づき計算した厚生年金保険料額より高い保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、15万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、申立期間のうち、平成17年8月及び同年10月から19年8月までの期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書によると、事業主が誤って改定前の保険料率（同年9月に厚生年金保険料率が改定）で計算された厚生年金保険料を同年10月分の給与から控除しており、当該控除額は、20万円の標準報酬月額に見合う保険料より低額であるため、1等級引き下げた19万円の標準報酬月額を適用することが妥当であると認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、申立人の標準報酬月額につい

ては、オンライン記録どおりの届出をしたと認めており、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和20年3月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月1日から20年3月11日まで
国民学校高等科を卒業後、すぐにB市にあったA事業所に勤務した。
ところが、このうち、昭和16年4月から20年3月11日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日は、昭和20年3月11日とされているが、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険記号番号払出簿を確認すると、資格取得日は同年3月1日と記載されている上、申立人の同級生で同時期に国民学校高等科を卒業し、一緒にA事業所に勤務したとされる同僚の被保険者資格の取得日も、同払出簿では、同年3月1日とされていることから、申立人は、同日をもって被保険者資格を取得したものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和16年4月1日から20年3月1日までの期間については、労働者年金保険の保険料控除が開始された17年7月1日以前の期間が含まれている上、申立人が国民学校高等科を卒業したのは、19年3月であると考えられる。

また、申立てに係る事業所は適用事業所名簿に記録が無いことから、厚生年金保険の適用事業所となった日及び適用事業所でなくなった日は、いずれも不明であるが、C事業協同組合連合会発行の『Cの歩み』（昭和55年*月刊行）によると、申立てに係る事業所は、昭和20年9月25日に閉鎖された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されてい

たことについての具体的な記憶が無い上、申立てに係る事業所に入社した時期について、「社会保険事務所(当時)の職員から尋ねられた際、昭和16年4月と答えたが、その後よく考えてみると、自分は高等科を卒業してから、職業紹介所のあっせんにより就職したので、入社したのは、高等科の卒業よりも後だったと思う。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年12月1日、資格喪失日が19年8月16日とされ、当該期間のうち、同年7月16日から同年8月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月16日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月16日から同年8月16日まで

ねんきん特別便によりA社における厚生年金保険の資格喪失日が1か月間違っていることが判明したため、同社に連絡したところ、社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認め、訂正届けが出されたが、2年以上経過していたため年金給付には反映されない期間と記録されている。

申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成18年12月1日、資格喪失日が19年8月16日とされ、当該期間のうち、同年7月16日から同年8月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A社に平成19年8月15日まで継続して在籍し、申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る賃金台帳の給与支給額により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年1月まで

申立期間は、父親が経営していた工場で専従者として働いており、自分で国民年金保険料を金融機関に納付していたのに、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成5年2月ごろに払い出され、4年11月30日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも、初めて国民年金の被保険者となった日として、「平成4年11月30日」と記載されていることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人自身は国民年金の加入^{あいまい}手続の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である上、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年11月までの期間、46年9月及び55年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月及び同年11月
② 昭和46年9月
③ 昭和55年4月から同年9月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があったが、申立期間当時は、就職で実家を離れる度に住民票の住所変更手続きをしており、退職し実家に戻った際は、住民票の転入手続きと一緒に国民年金の加入手続きをしていた。保険料は、母が自宅を訪ねる集金人に納付していたと思うので、A町の記録が残っていないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和53年9月7日、国民年金の資格取得日は52年4月21日であることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人が直前まで勤務していたB社へは、A町にある実家から通勤していたことから、同社の退職時においては、住民票の異動手続きは行っておらず、申立期間③に係る国民年金の加入手続きについても行っていなかったものとみられ、未加入期間となっている。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年6月1日まで
昭和22年1月にAから帰国し、同年5月までBにいたが、同年6月から父親の本籍地であるC県のD社に勤務したのに、厚生年金保険の記録は23年6月からしかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の厚生年金保険の新規適用日は昭和23年5月1日であり、申立期間のうち、同日前の期間において同社が適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚を含む複数の元同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用についての証言を得ることはできなかった。

さらに、事業主に、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、昭和23年5月1日付けで被保険者資格を取得している21人の健康保険番号は欠番無く連続しており、申立人は、同年6月1日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
会社には、私の退職日は昭和 43 年 3 月 31 日とするよう申し出たにもかかわらず、その前日の同年 3 月 30 日を退職日とされている。この結果、私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 4 月 1 日とされるべきところ同年 3 月 31 日となった。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、意に反して昭和 43 年 3 月 30 日を退職日とされた上、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていたと思うので同社の手続は納得できないと主張している。

しかし、A社は、「当社では休業日を退職日とするようなことは行っていない。申立人の場合、昭和 43 年 3 月 31 日は日曜日で、当社の休業日であったため、前日の同年 3 月 30 日をもって退職として処理している。また、申立人の給与から退職月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、同社から提出された社員台帳の写しによると、申立人の退職日は、昭和 43 年 3 月 30 日と記載されていることが確認できる上、雇用保険被保険者の資格喪失日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 47 年 7 月までの期間のうち、
2、3か月間

昭和 46 年 2 月ごろから 47 年 7 月ごろまでの間の 2、3か月間、A 社で車に事務機を載せて地方に販売に行く仕事をしていた。勤めていたことは間違いないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務した事業所名はA社であり、B社ではないと供述しているが、申立人の通勤経路の記憶に基づく事業所所在地は、B社の所在地とほぼ一致しており、C市内において、商業登記簿上（閉鎖登記簿も含む。）商号がA又はDの名称で始まる事業所は、B社のみである。

また、申立期間当時、B社に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用についての証言を得ることはできず、このうち一人は、「当時、当社では入社してから最初の数か月間は試用期間があった。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情を得ることはできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月26日から43年6月まで

A社に昭和42年1月に入社し、43年6月ごろまで勤務していたのに、年金記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は42年12月26日とされており、申立期間が被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の総務担当者は「申立期間は退職後の期間であり、退職後に申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、A健康保険組合は、「当時の資料等が残っておらず、健康保険の加入状況の詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立人がA社を退職後に勤務したB社に提出した履歴書には、「41年A社42年にやめる。」「(勤務期間は)1年間」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険被保険者の資格喪失日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から 21 年 2 月 1 日まで
申立期間は、A社かB社のいずれかの本社に勤務していたはずであるが、この期間についての厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「申立人に係る社員原簿の社内異動経歴欄には、C社D工場を昭和 20 年 10 月 27 日解雇となっており、それ以降は、A社及びそのグループ会社での申立人の在籍記録は無い。また、申立人は、兵役後会社に復帰していない者であると思われ、これらの者は同年 9 月 30 日に資格喪失させたものと考えられる。」との回答であったことから、申立人の軍歴を照会したところ、申立人は同年 9 月 11 日に帰休除隊していることが確認できる。

また、A社本社の被保険者名簿を確認すると申立人の氏名は確認できない上、申立期間に被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人が同社で勤務していたことについて証言を得ることができなかった。

さらに、B社に照会したところ、「当社の前身である、E社の創業開始は、昭和 22 年であり、申立人の在籍記録は無い。」と回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 22 年 5 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 21 日から 49 年 9 月 21 日まで
A社の経営するBに勤務していた時に、Cビル内にDができ、そのEの業務を請け負ったF社に引き抜かれた。F社に、昭和 46 年 9 月 21 日から 49 年 9 月 21 日まで 3 年間勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 49 年 2 月 12 日である上、申立人の後任として入社した者は、同社の新規適用時に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人の退職日は不明であるが、当社が厚生年金保険の新規適用事業所となった時点で申立人が勤務していたとしても、既に退職を前提としていた者を厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と証言している。

さらに、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、新規適用事業所となった昭和 49 年 2 月 12 日から 49 年 9 月 21 日までの期間に健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間のうち、昭和 49 年 4 月以降の期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 10 日まで
昭和 49 年 4 月から A 社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 50 年 9 月 10 日となっている。申立期間は間違いなく同社に勤務しており、加入記録が抜け落ちているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言及び申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、勤務を開始した時期は明らかではないが、申立人が申立期間中から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保管しており、同通知書に記載された資格取得日は、昭和 50 年 9 月 10 日であり、これはオンライン記録と一致することが確認できる。

また、事業主は、「申立人のことは記憶に無く、当時の試用期間等に関してもはっきりしたことは覚えていないが、通常、正社員なら厚生年金保険等に加入させていたと思う。当時の社会保険等の事務を担当していた者は既に亡くなっているため、申立期間の厚生年金保険等の未加入の理由は不明であるが、申立人の被保険者資格取得日は、書類に記載がある昭和 50 年 9 月 10 日で間違いのないと思う。」と回答している。

さらに、上司及び同僚は、「申立人は、アルバイトとして入社してきたと思うが、いつから正社員になったのかは知らないし、厚生年金保険の加入状況や保険料の控除のことは全く分からない。」と証言している。

加えて、申立人が高等学校を卒業した日は、昭和 50 年 3 月 1 日であることが確認でき、在学中の勤務状況について、申立人は、「アルバイトで、週 2 回程度の勤務だった。」と供述していることから、申立期間のうち、49 年 4 月 1 日から高等学校を卒業するまでの期間は、当時の厚生年金保険の制度上、加入

対象者には該当しなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 14 日から 44 年 4 月 15 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 8 月 14 日までとなっているが、その前後の期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、入社時期及び退職時期は特定できないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主にも連絡が取れず、社会保険事務を担当していた社員も既に死亡しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての証言を得ることができなかった。

また、申立人は、A社に係る給与額を記載したメモを提出しているが、同メモには、受け取った給与額のみが記載されており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間は、雇用保険の加入記録も無く、A社における申立人の雇用保険被保険者期間は、厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から同年 8 月 3 日までの 3 日間のみとなっている。

加えて、申立人は、当時、留学生として大学院に在籍しており、A社にはアルバイトとして勤務していたと供述しているところ、法務省入国管理局は、「留学生がアルバイトをする場合、入国管理局から資格外活動許可を得た上で、所定の労働時間の範囲内で労働することが認められる。当時の基準は、現在（週 28 時間以内）よりも厳しく、個別に審査していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間においては厚生年金保険の加入対象者ではなかった可能性が高い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 41 年 2 月ごろから 45 年 12 月末まで、A社で働いていたのに、厚生年金保険の加入期間は 41 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までとなっている。45 年の大阪万国博覧会に同僚とバスで行ったことを覚えており、申立期間は間違いなく同社で働いていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人は、昭和 47 年 9 月 20 日まで在籍していたが、41 年 5 月 1 日に職員（正社員）から嘱託編入（委託契約）となった。当社では、嘱託編入となった場合は、厚生年金保険を適用していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。